### 政治資金規正法の一部を改正する法律案 要綱

### 第1 国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧

- 1 総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、第2の1により公表された収支報告書をインターネットを利用する方法により衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとすること。 (第19条の15の2第1項関係)
- 2 都道府県の選挙管理委員会は、国会議員関係政治団体について、第2の 1により収支報告書を公表したときは、直ちに、総務省令で定めるところ により、総務大臣に対し、上記1の措置を講ずるために必要な事項として 総務省令で定める事項を通知しなければならないこと。

(第19条の15の2第2項関係)

### 第2 収支報告書のインターネットの利用による公表

1 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこと。

(第20条第1項関係)

- 2 1に伴い、収支報告書の要旨の官報又は都道府県の公報による公表に係る規定を削るものとすること。 (旧第20条第1項及び第2項関係)
- 3 1の場合において、収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る 部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村(特別区を含む。第3の 2の(2)において同じ。)の名称に係る部分に限って行うものとすること。 (第20条第2項関係)
- 4 1による公表は、収支報告書を公表した日から同日以後3年を経過する日の属する年の11月30日までの間、継続して行うものとすること。

(第 20 条第 3 項関係)

### 第3 施行期日等

### 1 施行期日

この法律は、令和5年1月1日から施行すること。 (附則第1条関係)

### 2 経過措置

(1) 第2は、この法律の施行の日以後に提出すべき期間が開始する収支報告書について適用し、この法律の施行の日前に提出すべき期間が開始した収支報告書については、なお従前の例によること。

(附則第2条第1項関係)

(2) この法律の施行の際現にインターネットの利用その他の適切な方法により公表されている収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分については、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の施行後速やかに、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限って公表するための措置を講じなければならないこと。

(附則第2条第2項関係)

### 3 検討

国会議員関係政治団体の範囲については、改正後の政治資金規正法の施行の状況等を勘案し、その拡大について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。 (附則第8条関係)

### 4 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) の一部を次のように改正する。

第十六条及び第十九条の三第二項中「の要旨」を削り、 「三年を経過する日」を「同日以後三年を経過す

る日の属する年の十一月三十日」に改める。

第十九条の十中「第十九条の十五」を「第十九条の十五の二」に改める。

第十九条の十五の次に次の一条を加える。

(国会議員関係政治団体の報告書の一元的な閲覧)

第十九条の十五の二 総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、

第二十条第一項の規定により公表された同項の報告書をインターネットを利用する方法により衆議院議員

又は参議院議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるようにするため、 必要な措置を

講ずるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、 国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により同項の報

告書を公表したときは、 直ちに、 総務省令で定めるところにより、 総務大臣に対し、 前項の措置を講ずる

ために必要な事項として総務省令で定める事項を通知しなければならない。

第十九条の十六第一項中「の要旨」を削り、 「三年間」を 同 日以後三年を経過する日の属する年の十一

月三十日までの間」に改める。

第二十条の見出し中「の要旨」を削り、同条第一項中「総務省令の定めるところにより、その要旨を」を

「当該報告書をインターネットを利用する方法により」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の場合において、 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者

等 (寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払の あつせんを

した者であつて、個人であるものをいう。) の住所に係る部分を公表するときは、 都道府県、 郡及び市 町

村 (特別区を含む。第二十一条第四項において同じ。) の名称に係る部分に限つて行うものとする。

3 第一 項の規定による公表は、 同項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日の属

する年の十一月三十日までの間、継続して行うものとする。

第二十条第四項を削る。

第二十条の二第一項中「の要旨」を削り、 「三年を経過する日」を「同日以後三年を経過する日の属する

年の十一月三十日」に改め、 同条第二項中 「の要旨」を削り、 「三年間」 を 「同日以後三年を経過する日の

属する年の十一月三十日までの間」 に、 当該」を「、 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の 規定に

よる」に改める。

第二十条の三第一項中 「の要旨」を削り、 「当該要旨」を「当該報告書」に改め、 同条第二項中「要旨」

を「報告書」に改める。

第二十一条第四項中「(特別区を含む。)」を削る。

第三十三条の二第一項第一号中「第十九条の二」の下に「、 第十九条の十五の二第二項」を加え、 「第二

十条第一項及び第三項」を「第二十条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年一月一日から施行する。

(収支報告書の公表に関する経過措置)

この法律による改正後の政治資金規正法 (以下「新法」という。) 第二十条の規定は、 この法律の

き事 施行 二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべ 日前に提出すべき期間が開始したこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十 すべき事由が生じた場合における当該報告書 十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により の日 由が生じた場合における当該報告書 (以下この項及び第三項において「施行日」という。) 以後に提出すべき期間が開始する新法第 (以下「旧法適用報告書」という。) については、 ( 以 下 「新法適用報告書」という。)について適用し、 同 項の報告書を提 なお従前の例 施行

2 員会は、この法律の施行後速やかに、 いて単に より公表されている旧法適用報告書に記載された新法第二十条第二項に規定する個人寄附者等 この法律 個 の施行の際現に旧法第二十条第四項の規定によりインターネットの利用その他の適切な方法に 人寄附者等」という。) の住所に係る部分については、 都道府県、 郡及び市町村 (特別区を含む。)の名称に係る部分に限 総務大臣又は都道府県の選挙管理委 (次項にお

による

3 施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によりインターネットの利用その他の適切な方法により

って公表するための措置を講じなければならない。

旧法適用報告書に記載された個 人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、 新法第二十条第二項の規

定の例により行う。

4 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六

十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(会計帳簿等の保存に関する経過措置)

第三条 新法第十六条の規定は、 新法適用報告書に係る同条第一項の会計帳簿、 明細書、 領収書等及び振込

明細 書並 びに同条第二項の文書について適用し、 旧法適用報告書に係る旧法第十六条第 項の会計帳簿

明細 書、 領収書等及び振込明細書並びに同条第二 |項の文書については、 なお従前 の例 による。

(資金管理団体に対する寄附に係る通知に関する経過措置)

第四条 新法第十九条の三第二項の規定は、 新法適用報告書に係る同項の文書について適用し、 旧法適用報

告書に係る旧法第十九条の三第二項の文書については、 なお従前の例による。

〈国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する経過措置

第五条 新法第十九条の十六第一項の規定は、 新法適用報告書に係る同項の少額領収書等の写しについて適

用し、 旧法適用報告書に係る旧法第十九条の十六第一項の少額領収書等の写しについては、 なお従前の例

六

による。

(収支報告書等の保存及び閲覧等に関する経過措置)

第六条 新法第二十条の二第一項及び第二項の規定は、 新法適用報告書、 当該新法適用報告書に係る新法第

(新法第十七条第四項において準用する場合を含む。) 及び新法第十四条第一項

(新法第十

十二条第二項

七条第四項において準用する場合を含む。) の規定による書面並びに当該新法適用報告書に係る新法第十

九条の十四 の規定による政治資金監査報告書について適用し、 旧法適用報告書、 当該旧法適用報告書に係

る旧法第十二条第二項 (旧法第十七条第四項におい て準用する場合を含む。)及び旧法第十四 1条第 項 旧

法第十七条第四項において準用する場合を含む。) の規定による書面並びに当該旧法適用報告書に係る旧

法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

める。

### (検討)

第八条 新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体の範囲については、 新法の施行の状況等

を勘案し、その拡大について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) の項中 「第十九条の二」の下に「、第十九

条の十五の二第二項」を加え、 「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条第一項」に改め、 同表に次の

ように加える。

されている事務	号)	(令和四年法律第
附則第二条第二項の規定により都道府県が処理することと	一部を改正する法律	政治資金規正法の

### 理由

な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずることとするとともに、個人情報の保護を図りつつ、収支報告 政治団体に係る政治資金の収支報告の透明性の向上のため、国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的

書のインターネットを利用する方法による公表を義務付ける必要がある。これが、この法律案を提出する理

由である。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

### 〇政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(会計帳簿等の保存)	(会計帳簿等の保存)
第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に	第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に
該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。	該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。
次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明	次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明
細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書が公表	細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨
された日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十	が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならな
日まで保存しなければならない。	
2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による	2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による
通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の	通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の
規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日	規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表さ
から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日まで保	れた日から三年を経過する日まで保存しなければならない。
存しなければならない。	

2

資金管理団体の会計責任者は、

前項の規定による通知を受けた

2

資金管理団体の会計責任者は、

ときは、当該通知に係る文書を、

第二十条第一項の規定により当

前項の規定による通知を受けた

第十九条の三

(略)

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

ときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当

第十九条の三

(略)

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

該通 三年を経過する日 知に 、係る同項に規定する報告書が公表された日 の属する年の十一月三十日まで保存 か L 5 な 同 け 日 以 n 後 ば

ならない。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 のは は、 第一 条第 は、 経費の支出」とあるのは 月以内」とあるのは に係る第十二条第一 年におい に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつて の会計責任者として行う第十二条第一 第十九 第十二条第一 項及び第四項の規定による報告書及び領収書等 万円を超える」 人件費以外の経費) 「六十日以内」とする 項の 条の て国会議員関係政治団体であつたものを含む。 十五の二までにおいて同じ。)の会計責任者が政 規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつ 国会議員関係政治団体 項中 項及び第十七条第一項 「六月以内」と、 「三月以内」とあるの の支出」 第十七条第一 「経費以外の経費 と、 (第十二条第一項又は第十七 「五万円以上 項中 項及び第二項又は 同項第二号中 の規定の適用につ は 「三十日以内」 (第十九条の 「五月以 の」とあるの の写し 「経費以外の 内」と、 第十 次条か 七 とあ 公治団体 第 0 ٧١ 提 七 四四 出 た る は 項 7 条 5

年を経過する日まで保存しなければならない。該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 条第一 は、 規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出に 費の支出」とあるのは 項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係 0 計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第 年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。 以内」とあるのは 第十二条第一 る第十二条第一 第十九条の十五までにおいて同じ。) の会計責任者が政治団 は 万円を超える」 人件費以外の経費) 「六十日以内」とする。 項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があ 項中 国会議員関係政 項及び第十七条第一項の規定の適用につい 「三月以内」とあるの 「六月以内」と、 と 「経費以外の経費 の支出」 第十七条第 治団体 と、 同項第二号中 (第十二条第一項又は第十 「五万円以上の」とあるの 項中 は (第十九条の七第 「三十日以内」 「五月以内」 「経費以外の と 次条 とあ ては、 あ 体 四四 項 0 か 0 つ る 経 会 た 七 は て 月 5

第十九条の十五の二 総務大臣は 全ての 国会議員関係政 治 団 体に

的に閲覧することができるようにするため により により公表された同項の報告書をインターネットを利用する方法 ついて、 衆議院議員又は参 総務省令で定めるところにより、 、議院議員に係る公職の候補者ごとに 第二十条第一項 必要な措置を講ずる  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 元

2 都道府県の選挙管理委員会は 国会議員関係政治団体について

項の規定により同項の報告書を公表したときは、

直

ものとする。

一十条第

措置を講ずるために必要な事項として総務省令で定める事項を通 総務省令で定めるところにより 総務大臣に対し 前項の

知しなければならない

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六

何人も、

国会議員関係政治団体について、

第二十

条第一 理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、 経過する日の属する年の十一月三十日までの間、 項の規定により報告書が公表された日から同日以後三年を 当該報告書を受 当該報告

条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外 書に係る支出 (人件費以外の経費の支出に限る。) のうち、 第十二

の支出に係る領収書等の写し (以下この条及び第三十二条第一号

において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求すること

(新設

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの 開

第十九条の十六 を請求することができる。 対し、 当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に 三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。) 条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間 に係る支出以外の支出に係る領収書等の写し のうち、 当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。) 第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写し 何人も、 国会議員関係政治団体について、第二十 ただし、 国会議員関係政治団体でな (以下この条及び第 の開 示

に係る少額領収書等 ができる。 ただし、 国会議員関係政治団体でない間に行つた支出 の写しに ついては、 この限りでない。

2 22 (略

(収支報告書の 公表

当該報告書をインターネットを利用する方法により公表しなけれ を受理したときは、 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書 総務大臣又は都道府県の 選挙管理委員会は、

告書については、

報告書の

提出期限が延長される場合その

他特別

の事情がある場合を除き、

当該報告書が提出された年の十一月三

+

日までに公表するものとする。

ばならない。

この場合において、

第十二条第一項の規定による報

2 定による報告書に記載された個人寄附者等 前 項の場合において、 第十二条第一 項又は第十七条第 (寄附若しくは寄附 項 の規  $\mathcal{O}$ 2

払のあつせんをした者であつて、 個人であるものをいう。) 0 住 所 あつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価

に係る部分を公表するときは、 都道府県、 の名称に係る部分に限 郡及び市町村 (特別区

を含む。 つて行うものとする 第一 \_\_ + \_\_ 条第四項 んにお いて同じ。)

3 た日から 項の規定による公表は 同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日ま 同項の規定により報告書を公表し

間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限

ŋ

でない。

2 22 略

(収支報告書の要旨 ロの公表

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告

を受理したときは、 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、

ない。 総務省令の定めるところにより この場合において、 第十二条第一項の規定による報告書に その要旨を公表しなければなら

がある場合を除き、 ついては、 報告書の 当該報告書が提出された年の十一月三十日ま 提出期限が延長される場合その他 一特別の

事

情

でに公表するものとする。

前項の規定による公表は 総務大臣にあ つては 官報により 都

道府県の選挙管理委員会にあ つては都道府県の公報により これ

を行う。

の支

3 都道府県の選 挙管理委員会は 第 項の規定により 同 項の報告

書の要旨を公表したときは

直ちにその写しを総務大臣に送付し

兀

での間、継続して行うものとする。

(削る)

### (収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 委員会において、 査 の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監 6 報告書は、 七条第四項において準用する場合を含む。 なければ 司 日以後三年を経過 第三十二条第三号において同じ。)及び第十四条第一項 第十二条第二項 ならない これらを受理した総務大臣又は都道府県 第十二条第 前 条第一項の規定により報告書を公表し する日の属する年の十一月三十日まで保存 (第十七条第四項において準用する場合を 一項又は第十七条第 次項において同じ。) 項の規定による報 0 選 た日 **学管理** (第 か

務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日までの間、総2 何人も、前条第一項の規定により報告書が公表された日から同

なければならない。

4 要旨の公表とみなす。 切な方法による当該報告書の 要しない かわらず、 報告書を公表するときは 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は この場合にお インターネットの利用その他の適切な方法により いて 当該 公表は インターネットの 報告書の要旨を公表することを 同 1項の規定による報告書 第 利用その 項 の規定に 他 同 項 カゝ

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 告書、 含む。 委員会において、 た日から三年を経過する日まで保存しなければならない。 査報告書は、 の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監 十七条第四項において準用する場合を含む。 第三十二条第三号において同じ。)及び第十四条第一項 第十二条第二項(第十七条第四項において準用する場合 これらを受理した総務大臣又は都道府県の 第十二条第一項又は第十七条第一 前条第一 項の規定により報告書の要旨を公表 次項において同じ。) 項の規定による報 選挙管 (第 理

により、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところ2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日

による報告書、 るところにより、 査 の選挙 管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の 閲覧又は写 第十四条第 第十二条第 しの交付を請求することができる。 一項の規定による書面又は政治資金監 一項若しくは第十七条第一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 定め

3 略

報告書の

収支報告書等に係る情報の 公開

第二十条の三 条第 有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開 規定により当該報告書が公表される前のものに係る行政 下この条におい る報告書又はこれに添付し、 あ つた場合にお 項の 決定を行わない。 第十二条第 て「収支報告書等」という。)で第二十条第 いて は 当該 項若しくは第十七条第一 [報告書が公表される日 若しくは併せて提出すべき書 項 前 は 示 0) 同 0 機 規定によ 請 関 面 法 第 0 項 求 以 保 九 が  $\mathcal{O}$ 

2 す 有する情報の公開に関する法律の規定の 六十日以内」 十条第 政 る日までの 項 前 0 治資金規 項に規定する開 規定により報告書が公表された日から同日後三十日 項中 間 とあるの 正 法 開 と 示請 (昭 一示の請求があつた場合における行政 同 は 和二十三年法律第百 「求があった日から三十日以内」 法第十一条中 ·政治資金規正法第二十条第一 開 適用について 九十四 示請求があ 号) は、 とあるの 第二十条第 0 項 た 機 「を経過  $\hat{O}$ 日 同 関 規定 法第 カコ 0 は 保

> 請求することができる。 規定による書面又は政治資金監 理委員会の定めるところにより 査報告書の閲覧又は写しの交付 該 報告書、 第十四 条第 項 を  $\mathcal{O}$

略

3

、収支報告書等に係る情報の

公開

第二十条の三 関の 有する情報の 請求があつた場 十日以内」 る日までの 十条第一 第九条第 規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行 下この条において「収支報告書等」という。)で第二十条第 る報告書又はこれに添付し、 項 政 前項に規定する開示の請求が  $\hat{o}$ 治資金規 保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開 規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過 項中 とあるのは 間 項の決定を行わない 公開 正 第十二条第 と 湾合に 法 開 示請求 に関する法律 昭 におい 同法第十一条中 和二十三年 「政治資金規正法第二十条第一 、ては、 が あ 項若しくは第十七条第一 若しくは併せて提出すべ 0 た日から三十日以内」 当該 0 あ 法 規定の適用については、 つた場合における行政機関 律第百九十四 要旨が公表される日 開示請 求があっ 号) 項 き書 項の規定に とあるの た日から六 第二十条第 0 規 前 定に 同 面 は 法 項 同  $\mathcal{O}$ 示 政 以 機 ょ は 第 保 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

2

により報告書が公表された日から同日後六十日を経過する日まで

の間」とする。

3 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2 · 3 (略)

4

上の市町村の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以

第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は

総合区の区域)又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域

体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

を単位として設けられる支部以外のものは、

政党及び政治資金団

(事務の区分)

されている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することと

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第一第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、

十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一

より要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの

間」とする。

3 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2·3 (略)

4 ては、 上の する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、 法律第六十七号) 第一 市町村 その区又は総合区の区域)又は公職選挙法第十二条に規 項及び前 (特別区を含む。) の区域 項の規定の適用につい 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあ (地方自治法 ては、 政党の支部で、 (昭和二十二年 以 政 定 0

(事務の区分)

党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 されている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することと

一 第六条第一項 (同条第五項において準用する場合を含む。)、

十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第

項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第 五項、第十九条の六第五項(第二十二条の六の二第五項におの二、第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三、第十九条の二、第十九条の一、第二十二条の二、第十九条の二、第十九条の二、第十九条の二、第十九条の二、第十八条第二項及び第三項、第十八条第項、第十二条第一項及び第三項、第十八条第

二・三(略)

2

(略)

(略) 三 (略)

2

八

# 〇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第九条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
디디
分
IJ
は
改
لمنا
正
止
部
分
71
$\sim$

	改正案			現行
別表第一 第一号法	第一号法定受託事務(第二条関係)	別表第	第一	号法定受託事務(第二条関係)
備考 この表の下欄	『の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる	備考	この表	の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる
法律における用語	の意義及び字句の意味によるものとする。		法律における用語	の意義及び字句の意味によるものとする。
法律	事		法律	事
政治資金規正法	一 この法律の規定により都道府県が処理		政治資金規正法	一 この法律の規定により都道府県が処理
(昭和二十三年	することとされている事務のうち、次に		(昭和二十三年	することとされている事務のうち、次に
法律第百九十四	掲げるもの		法律第百九十四	掲げるもの
号)	イ 第六条第一項(同条第五項において		号)	イ 第六条第一項(同条第五項において
	準用する場合を含む。)、第六条の三、			準用する場合を含む。)、第六条の三、
	第七条第一項、第七条の二第一項及び			第七条第一項、第七条の二第一項及び
	第二項(第十七条第四項において準用			第二項(第十七条第四項において準用
	する場合を含む。)、第七条の三第一項、			する場合を含む。)、第七条の三第一項、
	第十二条第一項、第十七条第一項及び			第十二条第一項、第十七条第一項及び
	第三項、第十八条第五項、第十九条第			第三項、第十八条第五項、第十九条第
	二項及び第三項、第十九条の二、第十			二項及び第三項、第十九条の二、第十
	九条の十五の二第二項、第十九条の十			九条の十六、第二十条第一項及び第三
	六、第二十条第一項、第二十条の二、			項、第二十条の二、第二十二条の六第
	第二十二条の六第五項(第二十二条の			五項(第二十二条の六の二第五項にお

	/::l	フ		<b>⊤</b> L							
号)	年法律第	る法律(令和四	の一部を改正す	政治資金規正法	(略)						
			処理することとされている事務	附則第二条第二項の規定により都道府県が	(略)	二(略)	ロ・ハ (略)	事務	都道府県が処理することとされている	含む。) 並びに第三十一条の規定により	六の二第五項において準用する場合を
				(新設)	(略)						
				(新設)	(略)	二 (略)	ロ・ハ (略)		ることとされている事務	十一条の規定により都道府県が処理す	いて準用する場合を含む。)並びに第三